

第1章 財産分与をめぐる問題

○概説

第1 財産分与の法的性質と実務上の問題

- [1] 抵当権付き不動産の名義変更における弁護過誤リスクと実務対応
- [2] 財産分与制度における「財産分割」と「価値分与」の差異と実務の考え方
- [3] 実質的夫婦共有財産と物権法上の共有の峻別と帰属先の判断

第2 財産調査の限界と情報開示

- [4] 情報開示命令の拒否事由（「正当な理由」）をめぐる攻防
- [5] 発見・調査が困難な暗号資産の特定方法

第3 評価・分与の判断に迷う特殊財産の取扱い

- [6] 権利行使前のストックオプションを分与対象とするための要件と評価
- [7] 区画整理中の土地の分与方法
- [8] 学資保険・子ども名義預金の取扱い

第4 対象財産確定基準日をめぐる時間的調整

- [9] 支給未確定の役員退職慰労金・早期退職割増金等に対する「蓋然性」の判断
- [10] 婚姻前に購入した住宅ローン付き不動産（特有部分）の全体共有化の可否
- [11] 基準日以降の家賃収入（不動産収入）の配分ルール
- [12] 起業初期（債務超過等）における基準日の認定と全体通算の可否

第5 債務超過・通算処理における財産分与の計算手法

- [13] 価値配分説に基づく債務（住宅オーバーローン等）の組入れと通算

第6 適正価値を導き出す対象財産の評価

- [14] 都心のタワーマンションと郊外一軒家の不動産評価の差異
- [15] 閉鎖会社の株式評価（収益力評価の妥当性）

第7 財産分与に付随する周辺問題

- [16] 扶養的財産分与としての利用権設定（居住先確保）の可否
- [17] LGBTQ（同性カップル）における財産分与請求の可否
- [18] 離婚後・財産分与前における建物明渡・使用損害金請求の可否

第8 財産分与契約の効力・解除と合意

- [19] 財産分与放棄契約（明示・黙示）の有効性

- [20] 債務不履行を理由とする財産分与契約の解除の可否

第2章 婚姻費用・養育費をめぐる問題

○概説

第1 算定の前提となる収入認定

- [21] 奨学金の受給が標準算定方式（権利者の収入認定）に与える影響
- [22] 高校授業料無償化制度・幼稚園等無償化による給付金の収入認定の可否
- [23] 障害年金の「所得」算入の可否と他の年金との差異
- [24] 義務者所得不明時の賃金センサスの選択基準

第2 標準算定方式の適用範囲内外での調整

- [25] 算定表の上限を超える高額所得者の婚姻費用算出方法
- [26] 合意後の収入増減による変更の許容性
- [27] 共同親権・共同監護（主たる監護者あり）における養育費の月割り・日割り計算
- [28] 有責配偶者からの婚姻費用請求における養育費相当額の算出
- [29] 自営業者の所得計算における「減価償却費」の持戻しの可否
- [30] 義務者の「自己決定権（転職等による減収）」を理由とする減額請求の許容性
- [31] 義務者による住居費（ローン・賃料）負担がある場合の減額調整

第3 算定表の枠を超える加算請求

- [32] DV・モラハラ避難時における住居費加算請求の可否
- [33] 私立学校等の高額な教育費の分担請求の可否
- [34] 通学費・学習塾代・お稽古代等の教育関連費の加算可否
- [35] 算定表を超える教育費の折半ルールと計算方法

第4 家族法改正後の養育費

- [36] 法定養育費と形成養育費の調整
- [37] 養育費の先取特権行使要件と「担保権の存在を証する文書」

第5 事情変更による合意の修正と既払金の返還

- [38] 嫡出否認の訴え認容時における養育費の返還請求の可否
- [39] 法定養育費減免後における既払分

の返還請求の可否

- [40] 婚姻費用の合意の無効確認と家庭裁判所による適正額判断

第3章 慰謝料をめぐる問題

○概説

第1 慰謝料請求における破綻認定と証拠収集の適法性

- [41] 婚姻関係破綻の抗弁と主観的認識の限界
- [42] 婚姻関係の存在・破綻に関する不貞相手の賠償責任
- [43] 盗聴・不正アクセス・GPS等で取得した証拠の証拠能力
- [44] 自白書面のみによる不貞認定の可否と立証のハードル

第2 慰謝料額を左右する考慮事情

- [45] 不貞慰謝料における「考慮事情（孤独感喪失感の増長等）」の実務的影響と増額
- [46] 不貞相手と配偶者との賠償額の差異
- [47] 興信所の調査費用等の相手方への請求可否
- [48] 風俗利用を理由とする慰謝料請求の可否

第3 家族関係における精神的苦痛

- [49] DV・モラハラと「夫婦喧嘩（喧嘩両成敗）」の境界線
- [50] 暴力行為による慰謝料と不貞慰謝料の差異
- [51] DV支援措置の「不当利用」を理由とする損害賠償請求の可否
- [52] 父母相互の人格尊重・協力義務と「子連れ別居」の違法性の境界線
- [53] 親子交流（面会交流）拒否を理由とする損害賠償請求の可否

第4 慰謝料請求における当事者性

- [54] 不貞相手に対する離婚自体慰謝料の請求可否
- [55] LGBTQ（同性カップル）当事者の貞操義務と慰謝料請求

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

正解がみつかりにくい

離婚給付の実務

―非典型財産、当事者の関係性、家族法改正等―

著 森法律事務所 森公任

一筋縄ではいかない案件に
適切に対応するために！



✓ 原則どおりの対応では解決が難しい事例を取り上げ、最適な方策を導くための多様な考え方を解説しています。

✓ 事例ごとの主張・立証方法、モデル条項等を紹介しています。

✓ 家事事件に長年携わってきた弁護士が、豊富な知見を基に執筆しています。

新日本法規WEBサイトはこちら
(試し読みもできます)



通常
書籍

A5判・総頁348頁
定価5,940円(本体5,400円)送料460円
ISBN978-4-7882-9676-3

電子
書籍

新日本法規 WEB サイトで発売!!
定価5,390円(本体4,900円)
※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

会員登録
は
お済みですか？

01
会員限定の
法令情報が読める

02
会員限定のサービスが
受けられる

03
ポイント・クーポンが
利用できる



新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-1-65

東京本社

〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2-6

0120-089-339 通話料無料
受付時間 9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

新日本法規WEBサイト
https://www.sn-hoki.co.jp/

(2026.10) 51004201

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



〔17〕 LGBTQ（同性カップル）における財産分与請求の可否

CASE

女性Aは女性Bと恋愛関係になり、同棲生活を開始した。二人とも同棲生活開始時は預金等の資産はほとんどなかったが、Bが働きAが家庭を支え、別居時にはB名義の預金が1,000万円になった。同棲関係解消に当たり、AはBに500万円の財産を分与するよう求めたが、Bは支払を拒否したので、Aは、家庭裁判所に財産分与の申立てをした。

POINT

財産分与に関する家裁の審判の持つ形成力は、異性婚の場合に限定されるか、同性婚の場合も可能かについては、明確な結論が出ていない。

解 説

1 準婚理論について

婚姻の届出をしていない男女間でも、社会的に見て婚姻としての実体があり（客観的要件）、主観的に見て社会的に婚姻と同視できる関係を結ぶ意思がある場合（主観的要件）は、婚姻に準ずる関係がありま

〔27〕 共同親権・共同監護（主たる監護者あり）における養育費の月割り・日割り計算

CASE

母Aの基礎年収は100万円であり、父Bの基礎年収は300万円である。3歳の子どもCがいる。離婚に当たり以下のとおり合意した。

（1） 奇数月はAが監護し、偶数月はBが監護する。

（2） 月曜日から金曜日の午後5時まではAが監護し、金曜日の午後5時から日曜日の午後5時まではBが監護する。

（1）（2）の場合、AのBに対する養育費請求額はいくらか。

POINT

完全に平等な共同監護の場合、それぞれの相手方に対する養育費を算出し、その差額をAの養育費とするが、Aが主たる監護者の場合は、月割り・日割り計算だけでは、養育費相当額は算出できない。

第4 家族法改正後の養育費

〔36〕 法定養育費と形成養育費の調整

CASE

妻A・夫Bの①離婚日が令和8年7月1日、②子どもCの養育費調停申立日が令和9年7月1日、③養育費調停成立日が令和10年7月1日。標準算定方式で計算した養育費は月10万円であり、法定養育費・形成養育費、いずれも未回収の場合、養育費の調停条項はどうするか。

POINT

養育費の発生期間は、①法定養育費のみの発生期間、②法定

②の期間（令和9年7月1日～同10年6月30日）は、法定養育費の期間と形成養育費の期間が重複しますが、標準算定方式で養育費を算出し、このうち、2万円が法定養育費と考えることになります。CASEでは1か月10万円となっていますが、この10万円は法定養育費の2万円と形成養育費の8万円で構成されていると考えます。ただ、調停条項では分けて記載する必要はなく、まとめて10万円 × 12か月 = 120万円が未払金となります。

③の期間（令和10年7月1日～）は形成養育費のみの期間であり、今後、毎月末日限り、金10万円を支払うことになります。

（2） 参考条項

これを調停条項化すると以下のとおりです。

【条項例】

1 相手方は申立人に対し、長男C（生年月日）の養育費として、月額金10万円を令和10年7月1日から同人が満20歳に達する日の属する月まで、毎月、末日限り、下記口座に振込送金して支払う（注：上記（1）③の期間に対応）。振込費用は、相手方の負担とする。

記

銀行名 ○○銀行○○支店 種類 普通 口座番号 1234567
口座名 A

2 相手方は申立人に対し、離婚日である令和8年7月1日から同9年6月末日までの未払の法定養育費（注：上記（1）①の期間に対応）として金24万円、令和9年7月1日から同10年6月末日までの未払の養育費（注：上記（1）②の期間に対応）として金120万円、合計金144万円の支払義務があることを認め、これを令和10年6月末日限り、前項記載の口座に振込送金して支払う。振込費用は、相手方の負担とする。
3 当事者は、本調停条項に定めるもののほか、前項記載の子の法定養育費に関し、相手方の申立人に対する支払義務が存しないことを確認する。

〔42〕 婚姻関係の存在・破綻に関する不貞相手の賠償責任

CASE

（1） 夫Bは、妻Aがいることを秘してCと不貞をした。

（2） 夫Bは、妻Aとは家庭内別居状態であると嘘を言いCと不貞をした。

（1）（2）の場合、CはAに対し、不貞を理由として賠償責任を負うか。

POINT

婚姻関係の「存在」についての過失は、ほとんど認定されないが、逆に婚姻関係の「破綻」についての過失は、おおむね認定される傾向にあった。しかし、最高裁の判例により、今後は、過失認定のハードルが高くなることが予想される。

解 説

1 二つの過失

不貞の相手方が、①不貞配偶者が既婚者であることを知らなかったとき、②既婚者であるが婚姻関係が破綻していると思っていたとき、その点について、過失があれば、不貞相手方は賠償責任を負います。

この二つの過失は、裁判実務で、どの程度認定されているのでしょうか。また、どのような場合に認定されるのでしょうか。

場合、従来の基準では、Cは安易にBの発言を信じたことに過失があり賠償責任を負いますが、諸事情によっては過失なしという場合もあり得るでしょう。

MEMO

被告の「破綻していたと思い込んでいた」という抗弁に対し、裁判所は、容易に過失を認定してきました。しかし、最高裁令和8年6月5日判決により、簡単に過失は認定されなくなりました。今後の実務に重大な影響を与える判決ですが、問題はその認定基準です。現時点では、①離婚届を示された、②家計分離やプライバシー尊重のメールを見せられたという二点に匹敵する事実があれば、過失の認定は厳しくなるとはいえますが、一般的な認定基準が不明で、今後の判例の集積が待たれます。